

平成 22 年度

行政 監査 報告 書

松 江 市 監 査 委 員



監 第 76 号  
平成 22 年 8 月 20 日

松 江 市 長 松 浦 正 敬 様  
松江市議会議長 三 島 進 様  
各 行 政 委 員 会 委 員 長 様

松江市監査委員 小松原 操  
松江市監査委員 児玉 泰州  
松江市監査委員 比良 幸男

#### 行政監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき平成 22 年度行政監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により提出します。

## 第1 監査のテーマ及び選定理由

### 1 監査のテーマ

「ごみの分別及びリサイクル施設の管理運営状況について」

### 2 選定理由

国においては、天然資源の消費を抑制し、環境負荷が低減される資源循環型社会の実現に向けて、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正をはじめ、「循環型社会形成推進基本法」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「各種リサイクル法」の制定、さらにそれらに基づく基本計画の策定等が進められてきている。

本市では平成12年に「リサイクル都市日本一」のスローガンを掲げて以来、「ごみの分別とリサイクル」については、資源化の推進や埋立物の最小化のため、リサイクルプラザやエコステーション松江などの施設整備を行うとともに市民の環境意識が日本一高いまちの実現に向けた取組みを進めてきました。一方では、既存のごみ処理施設の老朽化に伴い、環境にやさしく、かつ、再使用・再生利用・熱回収が実現できる新しいごみ処理施設を建設しているところである。

そこで、ごみの減量化、分別及びリサイクルの推進に関する取組みが法律の趣旨に照らしてその目的が十分に達成されているか、また、ごみの分別及びリサイクル施設が目的達成に向けて有効に活用されているか、管理方法は適切か、さらには、新ごみ処理施設稼働後の分別及びリサイクルの推進体制は整っているか、本市のごみの分別とリサイクルに関する事業について改善すべき点がないかどうかについて、実態の把握と検証を行うため、監査を実施することとした。

## 第2 監査の対象

### 1 監査対象部局

環境保全部環境保全課、リサイクル都市推進課、環境施設建設課、清掃業務課、西持田リサイクルプラザ、川向リサイクルプラザ及び西持田不燃物処理場（エコステーション松江）

### 2 監査の対象範囲

ごみの減量化、分別とリサイクルに関する事業及び関連施設の管理運営に関する事務

## 第3 監査の期間

平成22年5月10日から平成22年7月20日まで

## 第4 監査の方法

監査対象部局各課から環境に関する各種計画と実績の推移、各施設の管理運営状況、市民の利用状況、事業実施状況等について調査票及び各種稟議書等関係書類の提出を求め、書類審査及び実地調査を行うとともに、必要に応じて関係職員及び各施設の長等から事情聴取を行った。

## 第5 監査の着眼点

### 1 ごみの減量化、分別とリサイクルに関する計画について

- (1) ごみの減量化、分別とリサイクルの推進に関する施策の内容や実施事業の概要及びそれらの計画上の位置付けは適正か。
- (2) ごみの減量化、分別とリサイクルの推進に関する根拠法令、関係法令との整合はとれているか。

### 2 ごみ処理の状況について

- (1) ごみの減量化、分別は進んでいるか。
- (2) 処理方法や処理体制が適正かつ効率的に行われているか。

### 3 ごみの分別とリサイクルの推進に関する普及・啓発の状況について

- (1) 市民への広報、啓発活動、地域における指導等は適切に行われているか。
- (2) 市全体のごみの分別とリサイクルにおける効果測定は適正か。
- (3) 事業所ごみの分別とリサイクルの状況は計画どおり進んでいるか。

### 4 新ごみ処理施設の概要について

- (1) 処理方式、処理能力は適切となっているか。
- (2) 新ごみ処理施設は効率的な分別、収集、処理が可能となるか。

#### 5 各施設の管理・運営状況について

- (1) 各施設の管理は規則等に基づき適正か。
- (2) 施設・設備は利用者に配慮されているか。
- (3) 施設の安全性は確保されているか。
- (4) 運営について設置目的に沿っているか、また、適宜見直しが図られているか。
- (5) 利用時間、利用日は利用者の利便性を考慮しているか。
- (6) 使用許可等は条例等に従い、適正に行われているか。
- (7) 委託業者と一般市民とはどのように区分され、それぞれに配慮されているか。
- (8) 現金等の取扱い、管理は適切か。
- (9) 各施設の利用者数の推移はどうか。

#### 6 川向リサイクルプラザの研修室及び再生品展示施設における事業の実施状況について

- (1) ごみの分別とリサイクルの推進についての情報の収集や発信が利用者のニーズにあっているか。
- (2) 市民活動に関する相談体制や研修体制は確立されているか、実施状況はどうか。
- (3) 各種イベントや体験講座は市民のニーズにあっているか。
- (4) 参加希望者は全員参加できているか。できないときの対応策はどのようにされているか。

## 第6 監査の結果

### 1 ごみの減量化、分別とリサイクルに関する計画について

循環型社会形成推進のための法体系として、環境基本法、循環型社会形成推進基本計画、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、並びに各種リサイクル法（容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法、グリーン購入法）と松江市の生活環境の保全に関する条例に基づき策定した松江市環境基本計画を上位計画として、平成 18 年度から平成 28 年度までを計画期間とした「松江市一般廃棄物処理基本計画」を作り、これを基礎として単年度の処理実施計画をたて、ごみの減量化、分別とリサイクルを進めている。

### 2 ごみ処理の状況について

#### ごみの分別状況

市が扱うごみは、事業系一般廃棄物と家庭ごみであり、本市の家庭ごみの分別は、基本計画に定めたもやせるごみ（可燃ごみ）もやせないごみ（不燃ごみ）資源ごみ（新聞紙、ダンボール、雑誌等、牛乳パック、古着、缶、びん、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、廃食油）、粗大ごみの 4 種 14 分別に、資源ごみの割り箸を加えて 15 種類となっている。本市の平成 21 年度におけるごみの搬入量は、可燃ごみが 47,560 トン（66.2%）、不燃ごみが 9,602 トン（13.4%）、資源ごみが 14,121 トン（19.6%）、粗大ごみが 553 トン（0.8%）であった。

市民 1 人当たり 1 日のごみ処理量（注 1）は、平成 20 年度で 703 グラムとなっており、全国平均の 733 グラムを下回っている。

注 1（直接焼却量 + 焼却以外の中間処理量 + 直接最終処分量 + 直接資源化量）

#### ごみの処理方法

可燃ごみは、北工場と南工場に搬入され、焼却処理されている。処理のあとに残る焼却灰は西持田最終処分場で埋立処分されている。不燃ごみは、西持田不燃物処理場にあるエコステーション松江に搬入され、資源化物や混入可燃物を選別処理後、埋立処分されている。粗大ごみは、不燃物と可燃物に選別され、それぞれ処分されている。また、資源ごみは缶、びん、ペットボトルが西持田リサイクルプラザに、その他（新聞紙、容器包装類等）が川向リサイクルプラザに搬入され、資源化不適物を選別処理後、有価物は売却するなど資源化を図っている。

平成 17 年度から平成 21 年度までのそれぞれのごみの搬入及び処理実績は、表 1 のとおり、両リサイクルプラザにおける資源化実績については、表 2、表 3 のとおりであった。

表1 可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの搬入及び処理実績

(単位:t)

年度	可燃ごみ				不燃ごみ						粗大ごみ				
	計画値	搬入量	焼却量	残渣 (焼却灰)	計画値	搬入量	埋立量	資源化量		可燃残渣 (焼却)	計画値	搬入量	資源化量 粗大鉄	粗大鉄 残渣(埋立)	可燃粗大 (焼却)
								アルミ	スチール						
H17年	50,453	48,825	52,477	6,663	10,975	10,877	9,252	92	1,036	-	1,993	527	327	58	212
H18年	47,477	48,922	52,520	6,786	10,946	11,079	9,248	61	912	-	2,127	611	360	85	238
H19年	44,907	46,981	49,781	6,441	10,918	10,680	8,570	66	893	37	2,260	596	317	59	235
H20年	43,863	45,389	47,893	6,310	10,899	9,655	7,616	62	740	39	2,383	561	306	51	229
H21年	40,141	44,712	47,412	6,220	10,881	9,602	7,806	51	694	48	2,504	553	332	58	226

計画値は松江市一般廃棄物処理基本計画による。

可燃ごみの焼却量及び残渣(焼却灰)には、東出雲町分を含む。

表2 西持田リサイクルプラザでの資源ごみ(缶・びん・ペットボトル)の搬入及び処理実績

(単位:kg)

年度	缶					びん			ペットボトル			不適物搬出量	
	計画値	搬入量	資源化量			計画値	搬入量	資源化量	計画値	搬入量	資源化量	不燃物 残渣	ハット 残渣
			スチール	アルミ	計								
H17年	573,000	570,740	231,060	323,510	554,570	1,215,000	1,489,670	1,446,690	402,000	384,640	148,880	42,370	23,110
H18年	566,000	541,540	204,290	311,380	515,670	1,230,000	1,442,290	1,403,360	445,000	394,720	343,980	44,610	27,200
H19年	566,000	536,520	190,270	317,180	507,450	1,237,000	1,409,330	1,359,090	489,000	411,180	360,050	45,860	31,740
H20年	558,000	527,700	175,380	319,130	494,510	1,252,000	1,392,130	1,340,440	529,000	408,660	378,540	63,860	12,950
H21年	558,000	526,150	168,090	326,800	494,890	1,267,000	1,379,800	1,307,470	573,000	407,350	383,510	62,620	11,530

計画値は松江市一般廃棄物処理基本計画による。

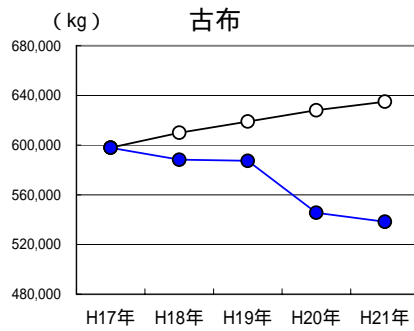
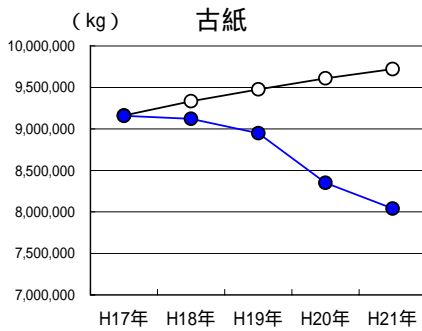
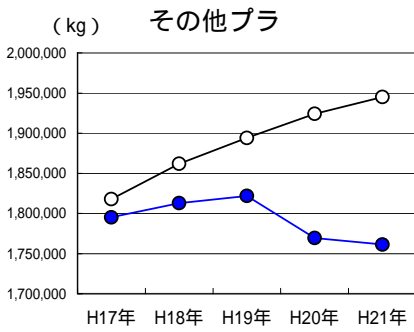
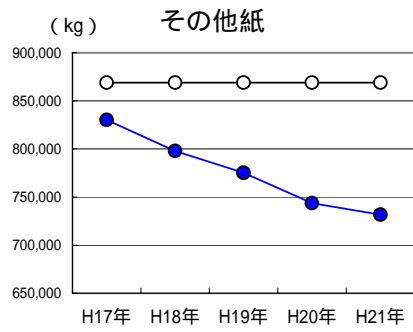
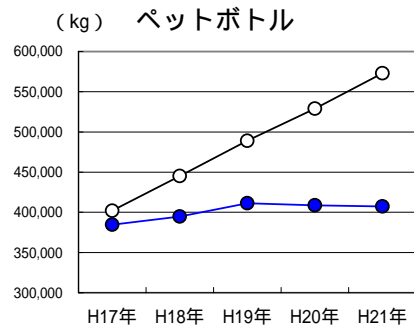
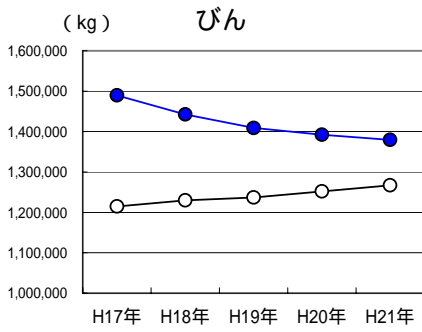
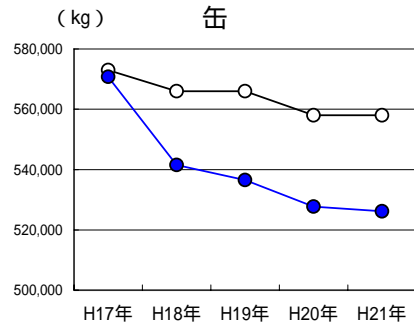
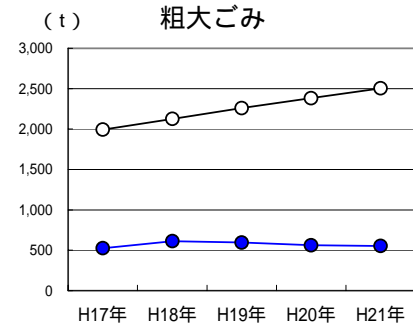
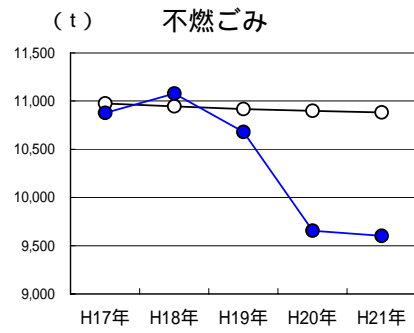
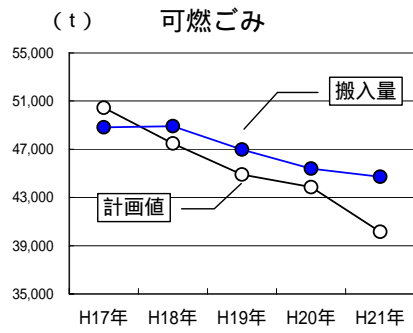
表3 川向リサイクルプラザでの資源ごみ(その他紙・その他プラ・古紙・古布)の搬入及び処理実績

(単位:kg)

年度	その他紙			その他プラ			古紙 (新聞紙・雑誌等・段ボール・紙ハック)			古布			不適物搬出量	
	計画値	搬入量	資源化量	計画値	搬入量	資源化量	計画値	搬入量	資源化量	計画値	搬入量	資源化量	可燃性 不適物	不燃性 不適物
H17年	869,000	830,170	771,710	1,818,000	1,795,360	1,759,108	9,162,000	9,156,090	9,216,469	598,000	597,900	278,757	355,740	44,840
H18年	869,000	797,970	730,097	1,862,000	1,812,770	1,770,850	9,333,000	9,121,000	9,146,486	610,000	588,200	277,465	325,270	52,280
H19年	869,000	775,170	699,934	1,894,000	1,821,950	1,764,029	9,477,000	8,949,090	8,864,464	619,000	587,250	576,138	29,130	60,150
H20年	869,000	743,640	627,053	1,924,000	1,769,550	1,680,082	9,610,000	8,350,290	8,332,219	628,000	545,460	501,677	46,620	56,500
H21年	869,000	731,740	660,862	1,945,000	1,761,240	1,669,520	9,720,000	8,039,960	8,034,878	635,000	538,300	500,805	55,010	71,870

計画値は松江市一般廃棄物処理基本計画による。

グラフ1 分別ごみの計画値と搬入量



### ごみの処理経費

平成17年度から平成20年度までのごみ処理経費は、人件費、収集委託費、施設運営費、減価償却費等を合計した総額は表4のとおりであり、平成20年度においては収集運搬費が7億410万円、処理経費が20億4,358万円、合計で27億4,768万円を要していた。

表4 ごみ処理経費

(単位：千円)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
可燃ごみ		1,649,599	1,580,946	1,451,205	1,412,461
不燃ごみ		553,020	736,141	691,799	651,114
資源ごみ	缶	64,128	64,649	62,025	61,625
	びん	123,490	120,228	114,483	116,452
	ペットボトル	58,188	59,388	58,681	58,406
	プラスチック製容器包装	106,242	106,511	107,311	111,582
	紙製容器包装	58,690	60,775	63,842	65,742
	古紙・古布	257,665	237,853	242,368	216,967
粗大ごみ		42,776	55,254	52,160	53,331
合計		2,913,798	3,021,745	2,843,874	2,747,680

また、ごみの種類別に処理原価を試算すると、平成20年度においては表5のとおりであった。

表5 処理原価

		可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ						粗大ごみ	合計
				缶	びん	ペット ボトル	プラ製 容器包装	紙製 容器包装	古紙・ 古布		
処理経費 (千円)	収集	218,588	74,057	39,183	71,862	39,183	76,553	44,285	87,053	53,331	704,095
	処理	1,193,873	577,057	22,442	44,590	19,223	35,029	21,457	129,914	0	2,043,585
	計	<b>1,412,461</b>	<b>651,114</b>	<b>61,625</b>	<b>116,452</b>	<b>58,406</b>	<b>111,582</b>	<b>65,742</b>	<b>216,967</b>	<b>53,331</b>	<b>2,747,680</b>
処理量 (t)	収集	28,130	5,256	527	1,391	408	1,770	744	8,699	561	47,486
	処理	45,389	9,655	527	1,392	408	1,770	744	9,006	-	68,891
1tあたり 処理原価 (円)	収集	7,771	14,090	74,350	51,662	96,036	43,250	59,523	10,007	95,064	-
	処理	26,303	59,768	42,585	32,033	47,116	19,790	28,840	14,425	-	-
	計	34,074	73,858	116,935	83,695	143,152	63,040	88,363	24,432	95,064	-

さらに、資源ごみの資源化による有価物の売渡し収入額は、過去5年間で表6のとおりであり、資源の市場価格の単価変動により年度間で大きな差異が生じている。



表6 資源ごみの資源化による売渡し収入額

(単位：千円、%)

年度	缶			びん	ペット ボトル	その他紙	古紙	古布	合計
	スチール	アルミ	計						
H17年	1,699	25,646	27,345	0	1,635	-	18,473	16	47,469
H18年	2,145	30,923	33,068	412	1,852	5	18,384	554	54,275
H19年	2,997	39,965	42,962	430	5,846	84	33,442	64	82,828
H20年	3,450	37,515	40,965	443	6,369	285	63,231	56	111,349
H21年	1,931	18,279	20,210	256	1,696	358	27,799	56	50,375
収入率 (H20年度)	-	-	66.5%	0.4%	10.9%	0.4%	29.2%	-	-

収入率 = 売り渡し収入額 / 処理経費 (表5)

### 3 ごみの分別とリサイクルの推進に関する普及・啓発の状況について

本市では、平成12年に「リサイクル都市日本一」というスローガンを掲げ、ごみ問題に取り組んでいるところであり、平成18年10月に策定した「松江市一般廃棄物処理基本計画」において、目指すべき姿を「みんなの意識が高い循環型のきれいなまち」とし、次の2点を基本方針として施策を展開している。

#### 4 Rの推進

- Refuse ~ リフューズ【断る】 過剰包装を断るなど、不用なものを買わないようにする。
- Reduce ~ リデュース【発生抑制】 使えるものを捨てず、ものを大事に長く使う。
- Reuse ~ リユース【再使用】 使い終わったものも、繰り返し使用する。
- Recycle ~ リサイクル【再生利用】 再使用できないものでも、資源としてリサイクルする。

#### 適正処理の推進

分別徹底 処分するのはどうしても使えないものだけである。きちんと分別する。

適正処理の推進 分別されたごみは、適正処理することで地域の環境保全を図る。

選別による資源物の回収と焼却後の熱を有効利用する。

そして、平成22年度における排出抑制、再資源化及び最終処分の各数値目標を掲げ、重点施策の第一として可燃ごみ減量計画を定め、その具体的施策として次の7項目に取り組んでいる。

#### 生ごみ共同処理機設置・普及

家庭系(自治会・町内会単位での市との共同設置、管理協力者の設置、テレビスポット・住民説明会・広報誌等による普及啓発)

事業系(ホテル・旅館・飲食店等に設置、減量計画の作成・審査・助成金交付、実績報告・評価公表・優良事業者PR)

#### 堆肥化プラントの設置と民間プラントの活用

給食センターと保育所への設置、島根大学との共同で堆肥の成分分析等による有効性の検証、大型スーパーマーケット等の生ごみの民間プラント処理の推進、排出事業者、処理事業者との協力体制の構築

#### 生ごみ処理容器の普及(補助金制度)

利用実態の調査・検証、テレビスポット・住民説明会等による普及啓発

#### 古紙類資源化

家庭系(古紙類混入可燃物への啓発ステッカー貼付・不収集、地域混乱への対応としての指導・啓発、テレビスポット・住民説明会等による普及啓発)

事業系(古紙類混入可燃物の搬入禁止、各事業組合・商工会議所への事前説明・収集許可業者に対する指導、資源化の定期的実績報告・評価公表・優良事業者PR)

廃食油回収

家庭廃食油の回収促進 P R

生ごみ水切り

水切り方法・ごみの出ない料理方法などの啓発ビデオ貸出、実践市民の広報誌等での紹介  
ごみ処理手数料の改定

受益者負担の原則に基づく手数料の公共料金審議会における3年ごとの審議、住民説明会・  
広報誌等による P R

これらの施策への取組みとともに、レジ袋の有料化を含めたエコバッグの普及促進、環境フェスティバルの開催、再生品の即売を行う護美の市の定期開催、小中学校や地域等への出前講座なども実施され、計画策定までは増加傾向にあったごみの排出量は、事業系の可燃ごみ・不燃ごみの資源化活用が進むなど、全体として減少傾向に転じている。また、市民のごみ減量・再資源化の意識の向上により、分別不徹底の家庭ごみの減少、缶・びん・ペットボトルのリサイクルステーションの新設要望の増加などにその効果がみとれる。

#### 4 新ごみ処理施設の概要について

「松江市一般廃棄物処理基本計画」第二の重点施策として、新ごみ処理施設建設事業があり、その事業概要は表7のとおりであり、当初計画から1年遅れの竣工となるが、本年12月からの試験運転、来年4月からの本格稼働に向けて、工事が順調に進んでいる。

表7 新ごみ処理施設建設の概要

事業予定地	島根県松江市鹿島町上講武1699-1 ほか
面積	事業計画地 約12.7ha、施設敷地 約3.04ha
処理区域	松江市、東出雲町
処理対象物	一般廃棄物 家庭ごみ、可燃性粗大ごみ、廃プラスチック類、有機汚泥、 リサイクル施設及び不燃物選別処理施設からの選別残渣
処理量	約68,859 t / 年（平成28年度見込み）
処理能力	255 t / 24時間（85 t / 24時間×3炉構成）
処理方式	シャフト式ガス化溶融方式
建設工事請負業者	新日鉄エンジニアリング（株）
供用開始年度	平成23年度本格稼働

事業進捗率（平成22年3月末現在） 54%

また、「松江市一般廃棄物処理基本計画」第三の重点施策として、新分別方式の採用があり、新ごみ処理施設の処理対象物に適合した新分別方式を導入し、効率的な収集・処理体制を確立することとされている。新ごみ処理施設では、溶融方式となるため、処理可能なごみの種類は、これまでの可燃ごみに加え、ビニール・プラスチック類から灰・ガラス類までに至る。新分別方式は、これまでの「可燃ごみ」と「不燃ごみ」を統合して『家庭ごみ』を新設し、「不燃ごみ」としていた金属類は、資源ごみの『金属類』を新設して分別を図ることとされており、家庭系、事業系ともに分別の負担を軽減する計画となっている。

なお、新ごみ処理施設の稼働により、新分別方式が導入されれば、現在不燃ごみと不燃残渣を埋立処分している西持田不燃物処理場は、埋め立てる処理不適物が大幅に減少するため、30年以上延命化が図られると試算されている。

#### 5 各施設の管理・運営状況について

ごみの資源化を図る施設として設置されている西持田リサイクルプラザ、川向リサイクルプラザ及びエコステーション松江の施設概要については、表8のとおりである。

表8 施設概要

名称 (施設名称)	松江市西持田リサイクルプラザ	松江市川向リサイクルプラザ	松江市西持田不燃物処理場
所在地	松江市西持田町621番地	松江市竹矢町1439番地	松江市西持田町641番地
運転保守 委託 (平成21年度)	委託先	松江広域再生資源協同組合	松江広域再生資源協同組合
	委託金額	33,548千円	64,313千円
設置目的	松江市リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例 第1条 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等のため、松江市リサイクルプラザ(以下「リサイクルプラザ」という。)を設置する。		松江市不燃物処理場の設置及び管理に関する条例 第1条 松江市内の不燃性一般廃棄物(以下「不燃ごみ」という。)を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第6条の2第1項の規定により処理するため不燃物処理場(以下「処理場」という。)を設置する。
処理対象	一般家庭のペットボトル、缶類、ガラスびん	古紙(新聞・雑誌・広告・ダンボール・紙パック)・布類、その他プラスチック製・その他紙製容器包装類	不燃ごみ、廃プラスチック、粗大ごみ
収集圏域	松江市	松江市・東出雲町	松江市
供用開始	平成10年10月	平成14年10月	平成14年4月
建築概要	敷地面積	4,650㎡	7,948.34㎡
	延床面積	1,648.80㎡	6,903.71㎡
	構造	鉄骨造 地上2F 管理・工場棟、ストックヤード棟 計量棟	鉄骨造 一部鉄骨鉄筋コンクリート 地上3F 管理・工場・啓発棟、計量棟
処理能力	16t/5h	64t/5h その他紙 4t/5h その他プラスチック 4t/5h 古紙・布類 56t/5h	59t/5h
組織構成 (平成22年4月現在)	正規職員 2人 (場長、主幹) 委託業者 10~12人	正規職員 3人 (場長、他) 嘱託職員 5人 (環境保全課所管:くりんびーす) 臨時職員 1人 委託業者 21人 その他 15名のくりんびーす ボランティアスタッフ	正規職員 5人 (場長、班長、清掃主任、清掃員) 臨時職員 3人 委託業者 13人
条例・規則	・松江市リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例 ・松江市リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例施行規則 ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則 (対象品目)		・松江市不燃物処理場の設置及び管理に関する条例 ・松江市不燃物処理場の管理に関する規則 ・松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(手数料)
利用時間・日	(稼)平日 9:00~12:00 13:00~16:30 (休)土、日、祝日 12月29日~翌年1月3日	(稼)平日 9:00~11:30 13:00~16:00 (休)土、日、祝日 12月29日~翌年1月3日 家庭ごみについては第2日曜日 も受付可	
現金取扱い	無	有(くりんびーす関係)	有
内容		体験教室参加負担金 再生家具等提供代金 護美の市出店者負担金	家庭ごみ 400円/100kg 事業所ごみ 1,500円/100kg
情報発信	市報松江、エコタウンまつえ	市報松江、エコタウンまつえ、 インターネット、マールTV	市報松江、エコタウンまつえ
安全管理	防火・防災 マニュアル	有	有
	訓練実績	不定期 (平成20年3月以後無し)	毎年1回定期訓練実施

また、各施設はごみ問題に関する啓発を目的として、収集物の搬入工程、不適物の選別工程、資源物の圧縮工程などが一般に公開されており、施設見学のほか職員による説明や啓発用ビデオの放映なども行われており、各施設の見学者数は次のとおりであった。

(単位：人)

名 称	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
松江市西持田リサイクルプラザ	1,793	1,897	1,009	1,381	1,297
松江市川向リサイクルプラザ ( )内は県外視察・見学者数	8,208 (103)	7,536 (150)	6,832 (38)	6,868 (85)	5,954 (28)
松江市西持田不燃物処理場	837	1,134	1,194	897	905

## 6 川向リサイクルプラザの研修室及び再生品展示施設（愛称：くりんぴーす）における事業の実施状況について

川向リサイクルプラザのくりんぴーすにおいては、家庭で不要になった家具や自転車などの再生、リサイクル体験講座などを行っており、嘱託職員とボランティア市民を中心に運営されている。ここには修理再生室、再生した自転車、家具と各種リサイクル商品を展示する再生品展示コーナーのほか、紙すきやガラス細工など専門的な体験学習などができる工房やごみの減量、リサイクルに関連する研修、講演会が行える大会議場などがあり、市内小学校の社会科授業や親子会などでも活用されていた。主なイベントへの参加状況は次のとおりであった。

くりんぴーすDE護美の市参加者（年3回）

(単位：人)

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
3,000	2,600	2,800	2,750	2,900

定期開催体験教室参加者数

(単位：人)

種 別	作 品 内 容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
木工	ソーイングボックス、竹のスプーン、木彫りの小物、マイ箸と箸置き等	169	145	148	135	118
布あそび	帽子、裂き布織、傘のエコバック、布ぞうり、節分飾り等	352	447	428	446	444
ガラスあそび	アクセサリ、サンドブラスト	75	36	30	31	32
親子凸凹版画	凸凹素材でお子さん一緒に	28	8	0	0	0
リサイクル相談	木片、古布のリサイクル相談	2	0	0	0	0
包丁研ぎ	包丁研ぎ	14	9	10	10	10
エコクラフト	リサイクル紙紐でエコバック	11	26	19	10	15
紙漉き	牛乳パックではがき作り	9	0	0	0	0
しめ縄	手作りしめ縄作り	18	19	19	0	0
リサイクル作品	リサイクル作品	0	0	0	14	0
紙遊び	新聞バック	0	0	0	0	9
木工・布	ミニボックス作り、便利針山	0	0	0	0	17
計		678	690	654	646	645

## 7 総括意見

監査結果の概要は以上のとおりであり、概ね良好であると認められたが、次の事項については、今後改善のための方策について十分な検討をされたい。

- (1) 市民にごみの処理に多額の経費を要していることを周知徹底するとともに、身近なところでは、生ごみの堆肥化、水きりの励行などごみを出さない、ごみをできるだけ減量することへの

協力を求めることに一層の努力を傾注されたい。特に子どもに対する教育・啓発が重要であり、教育委員会と一層の緊密な連携を持って取り組まされたい。

- (2) 機械の安全な取扱い、危険物の混入、悪臭・騒音・粉塵・高温対策、脱水症状や腰痛対策などに努められているが、ごみ処理施設については、人による選別に頼らざるを得ず、劣悪な作業環境になりがちであることから、今後とも職員及び委託先従業員の労働安全衛生対策に努力されたい。さらに、投入口における転落防止策及び作業場における安全通路確保策について、万全を期すようできる限りの対応をされたい。

また、消防計画で実施基準が定められている防災教育及び防災訓練が、川向リサイクルプラザでは毎年実施されていたが、西持田リサイクルプラザ及びエコステーション松江では定期的な実施されていなかった。防災対策についても着実に実施されたい。

- (3) 川向リサイクルプラザのくりんぴーすにおける再生品の販売については、現状では比較的安価な値段（自転車は無料）で抽選により行われているが、欲しい人が価値を判断し値段を付ける簡易な入札制度が最適であると考え。公平・公正であり、収入の増加も見込まれる入札制度の導入を要望する。
- (4) 循環型社会の実現に向けたリサイクル推進の取組みは重要であるが、その収集・処理に係る経費も多額のものとなっている。係る費用について、他都市との比較分析や費用対効果の測定を行い、経費の節減に向けて努力されたい。
- (5) 合併前の旧町村にある不燃物処理場については、合併後は残存容量があるところを含めて休止とされている。安定状態と判断されるまでは放置状態とならないように適正管理されたい。
- (6) 家庭ごみの収集については、集積所収集と各戸の前に出す戸別収集があり、本市では以前から集積化を推進されているが、なかなか進展しない状況にある。戸別収集は、収集作業が非効率であるばかりでなく、景観という観点からも是非解消すべきである。集積所設置に対する補助制度の活用により更に強力に推進されたい。